

●香川県告示第121号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成22年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

改正後	改正前
<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号、<u>同条第2項又は第33条の6第1項</u>に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等<u>及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者</u>（自立援助ホーム（法第6条の2第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表第2（2の(1)関係）</p> <p>費用徴収基準</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の2第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親をいう。</p> <p>4～10 略</p>	<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) 法第22条、第23条第1項本文、第27条第1項第3号又は同条第2項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表第2（2の(1)関係）</p> <p>費用徴収基準</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4～10 略</p>